

## 辰野町犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、辰野町犯罪被害者等支援条例（令和5年辰野町条例第24号）第12条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、予算の範囲内で辰野町犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
  - ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）と医師に診断されたものをいう。
- (6) 町民 町内に住所を有する者、町内に居住する者及びこれに類する者であると

町長が認める者をいう。

- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、支給額及び支給対象者)

第3条 見舞金の種類、支給額及び見舞金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次のとおりとする。

種類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	30万円（既に重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合にあっては20万円）	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（次条第1項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病見舞金の支給を受けた後死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。）であって、当該犯罪行為が行われた時において町民であった者その他町長が必要と認める者
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において町民であった者その他町長が必要と認める者

(遺族の順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第4号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては第2条第4号イの子と、その他のときにあつては同号ウの子とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、第1順位遺族が遺族見舞金の申請をしない場合又は第

1 順位遺族が遺族見舞金の支給対象者でない場合は、第 2 順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

- 4 第 1 項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

(見舞金を支給しないことができる場合)

第 5 条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との間に 3 親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が 18 歳未満の者で重傷病見舞金を受給する立場であつた場合又は犯罪被害者が 18 歳未満の者を監護していた場合

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 2 項に規定する被害者に該当する者であつて、その加害者に対し同法第 10 条の規定による保護命令が発せられている場合

ウ 当該犯罪行為が、次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合

（ア） 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待と認められる場合

（イ） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 3 項に規定する高齢者虐待（同条第 4 項第 2 号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

（ウ） 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定する障害者虐待（同条第 6 項第 2 号に掲げる行為を除く。）と認められる場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。

- (3) 犯罪被害者又は第 1 順位遺族が、辰野町暴力団排除条例（平成 24 年辰野町条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員若しくは同条第 1 号に規

定する暴力団に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の支給の申請)

第6条 遺族見舞金の支給を受けようとする支給対象者(当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この条において「遺族見舞金支給対象者」という。)は、辰野町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び犯罪被害申告書(様式第2号)。以下「申告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 遺族見舞金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)
- (3) 遺族見舞金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類(住民票の写し、犯罪被害者及び遺族見舞金支給対象者の親族、友人、隣人等の申述書等)
- (5) 遺族見舞金支給対象者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類(先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本)
- (6) 遺族見舞金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明することができる書類(犯罪被害者の収入を証明する資料、預金通帳、家

賃・光熱費等の領収書等の写し等)

(7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、辰野町犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)受給代表者決定申出書(様式第3号)

(8) その他町長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする支給対象者(当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下この条において「重傷病見舞金支給対象者」という。)は、辰野町犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)支給申請書兼請求書(様式第4号)及び申告書に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等で確認することができるときは、その書類の添付を省略させることができる。

(1) 重傷病に該当することが証明できる医師の診断書(受傷日、療養期間、入院日数(精神疾患である場合は、労務に服することができない日数)及び病名を明記したものに限る。)

(2) 重傷病見舞金支給対象者が、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、町内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類(住民票の写し、戸籍の附票等)

(3) その他町長が必要と認める書類  
(申請期限)

第7条 前条の規定による申請(重傷病見舞金の支給を受けた者が、遺族見舞金の支給を受ける場合における申請を含む。)は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(支給の決定等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定し、速やかに、辰野町犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第5号)により、第6条の規定による申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査に際し、申請者その他関係者に対し、当該申請に係る

状況等について調査をすることができる。

3 町長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、第1項に規定する見舞金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（見舞金の請求）

第9条 前条の規定により見舞金の支給決定の通知を受けた者は、辰野町犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第6号）により、町長に当該見舞金の支給の請求をするものとする。

（支給決定の取消し）

第10条 町長は、当該見舞金の支給決定後、次のいずれかに該当した場合は、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第5条各号のいずれかに該当していると判明したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により、当該決定を受けたと認められるとき。

2 前項の規定により取消しを行った場合は、町長は、辰野町犯罪被害者等見舞金支給取消通知書（様式第7号）により当該見舞金の支給を受けた者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に見舞金が支給されているときは、当該見舞金の支給を受けた者は、町長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。